第 2 章 計画策定の方向性

1 川口市の概要

位置と地勢

本市は埼玉県の南端に位置し、荒川をへだてて東京に接しており、東西に約10.2km、南北に約11.8km、面積は61.95km^{2}の広がりを有しています。北はさいたま市に、東は越谷市と草加市に、南は東京都に、西は戸田市と蕨市に接し、市の大部分の地域が東京都心から10～20km圏内に含まれています。

地形は、大宮台地の南端部に位置し荒川低地と中川低地に属する平坦地にあり、海抜は最高点でも約20mとほとんど起伏のない地形となっており、市域の東側には綾瀬川と伝右川、南側には荒川、中心部には芝川と竪川が流れています。

広域交通機関として、市の南西部にJR 京浜東北線、北部にJR 武蔵野線、中央部に埼玉高速鉄道線が走り、東京都心へのアクセスに優れています。また、広域的な幹線道路は、JR 京浜東北線に並行して県道川口上尾線、市の中央には国道122号、東北自動車道および首都高速川口線が南北に走り、北部には国道298号と東京外かく環状道路が東西に走っており、これらを結ぶ川口ジャンクションは自動車の広域交通の要衝となっています。

また、古くから鋳物工業をはじめとする「ものづくりのまち」として発展してきたほか、植木を中心とする花きおよび造園などの緑化関連産業も本市の特徴ある産業の一つであり、特に安行植木は全国的にも知られています。

さらに、SKIPシティでは、インキュベートオフィス*や映像などのコンテンツ関連の取り組みが活発になっており、新たな産業振興の拠点としての役割を先導しています。

平成23（2011）年10月11日には、鳩ヶ谷市との合併により、人口58万人の都市が誕生し、現在に至っています。

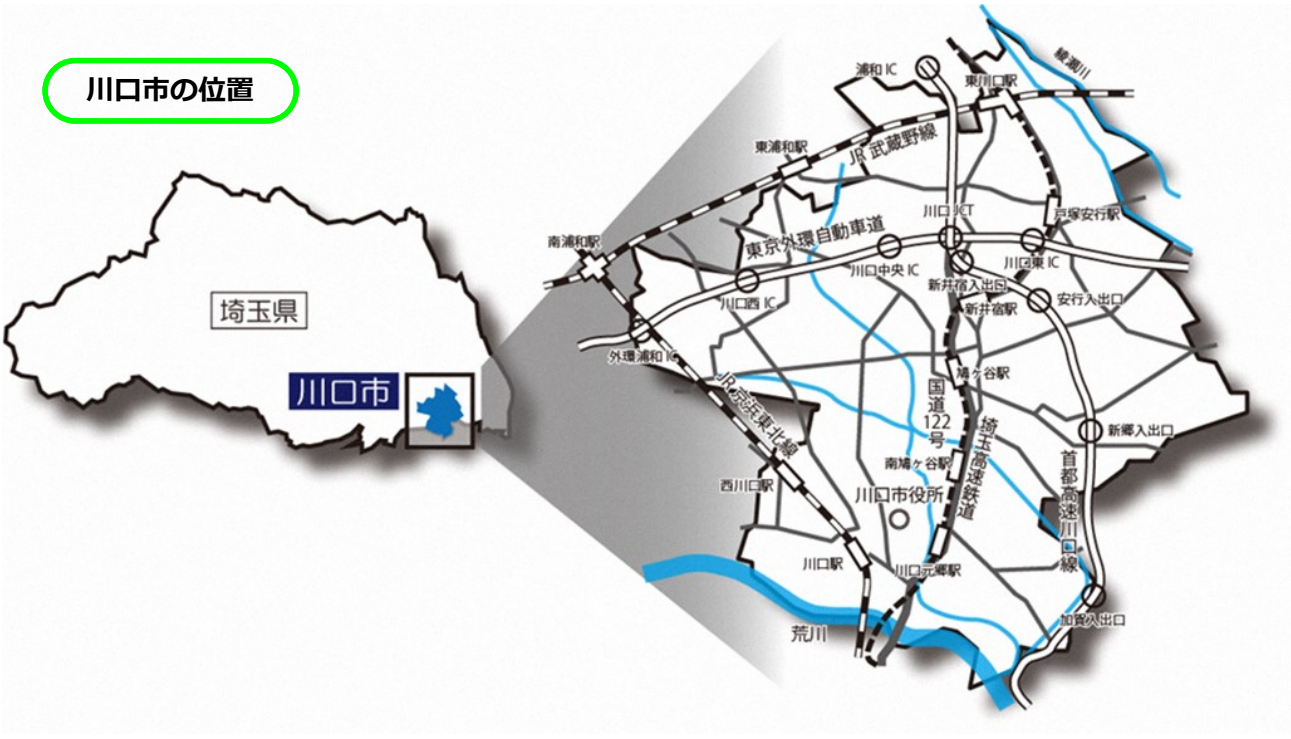

人口動向

本市の人口および世帯数は、平成30（2018）年１月１日現在で600,050人、世帯数は280,069世帯となっています。人口、世帯数とも増加傾向にありますが、核家族化の進行や単身世帯の増加の影響などにより1世帯あたりの人員は減少傾向にあります。

「第５次川口市総合計画」では、人口は平成32（2020）年まで、世帯数は平成42（2030）年まで増加傾向で推移し、その後はいずれも緩やかに減少していくと推計しています。

「第５次川口市総合計画」では、平成37（2025）年の将来人口を599,946人、将来世帯数を284,233世帯と想定しています。

人口・世帯数の推移

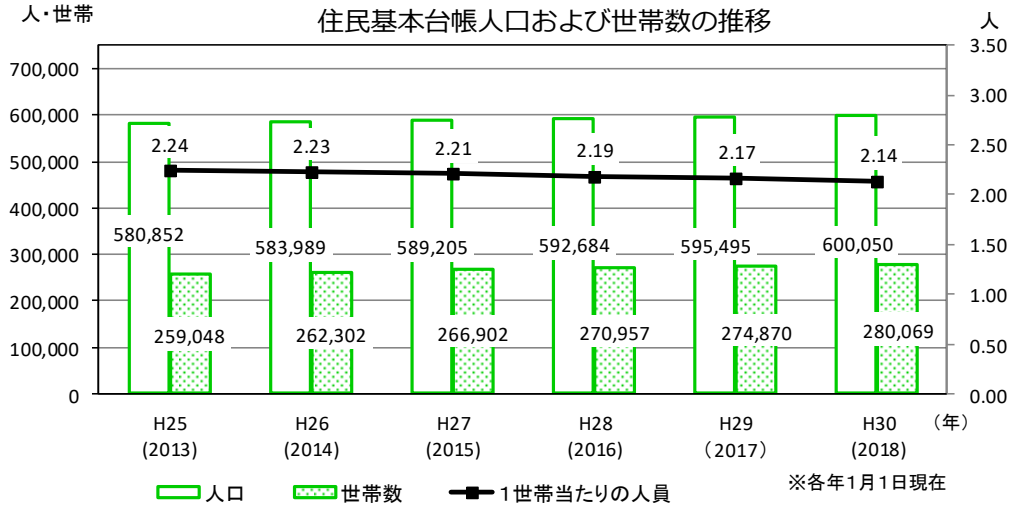

土地利用

本市の全域が都市計画区域に指定されており、「市街化区域」が88.2%、「市街化調整区域」が11.8%となっています。また、地目別にみると宅地が51.9%となっています。

用途地域別面積※

項　目	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域 合計	6,197.0	100.0
市街化区域	5,467.0	88.2
市街化調整区域	730.0	11.8
住居系用途地域	3,789.4	69.4
第一種低層住居専用地域	878.6	16.1
第二種低層住居専用地域	5.9	0.2
第一種中高層住居専用地域	289.5	5.4
第二種中高層住居専用地域	342.1	6.2
第一種住居地域	1,159.4	21.2
第二種住居地域	1,044.4	19.1
準住居地域	69.5	1.2
商業系用途地域	268.6	4.9
近隣商業地域	125.9	2.3
商業地域	142.7	2.6
工業系用途地域	1,409.0	25.7
準工業地域	1,014.2	18.5
工業地域	364.8	6.7
工業専用地域	30.0	0.5
用途地域 合計	5,467.0	100.0
特別工業地区	487.5	―
近郊緑地保全区域	580.0	―

地目別面積※

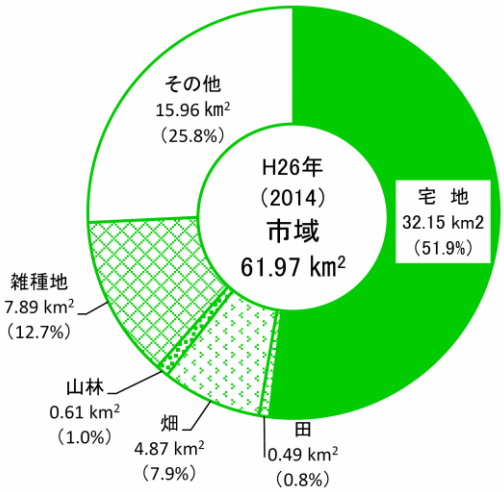

※用途地域別面積および地目別面積については、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」における変更前の値のため、合計面積は 61.97 km² となっています。

産業

本市は、古くから鋳物工業が盛んで「鋳物のまち」として知られており、鋳物工業およびその関連産業である機械工業・木型工業を中心とした産業都市として発展を続け、さいたま市に次いで県下第２位の事業所の集積を有しています。

市内の事業所は、「平成26年経済センサス-基礎調査」によれば、従業者数が９人以下の事業所が最も多く全体の79.5%を占め、比較的小規模な町工場が多くあります。

また、農業については、江戸時代から続く「植木の里・安行」ブランドなどをはじめ、植木や花きの産地として知られ、造園業などの関連産業を含めた緑化産業の一大拠点として発展してきました。しかし、都市化の進展や担い手の高齢化などにより、徐々に農地が減少しつつあります。

一方、第３次産業の事業所は年々増加し、全体に対する割合も平成26（2014）年の時点では71.4%を占めるまでになっており、産業の多様化が進んでいます。

産業別事業所数・従業者数

産業分類	平成 26（2014）年			
	事業所数（件）	構成比（%）	従業者数（人）	構成比（%）
総　　数	22,133	100.0	186,889	100.0
第1次産業	36	0.2	259	0.1
農・林・漁業	36	0.2	259	0.1
第2次産業	6,622	29.9	53,282	28.5
鉱業、石業、砂利採取業	0	0.0	0	0.0
建　設　業	2,455	11.1	16,403	8.8
製　造　業	4,167	18.8	36,879	19.7
第3次産業	15,475	69.9	133,348	71.4
電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.0	351	0.2
情報通信業	144	0.7	1,399	0.7
運輸業、郵便業	602	2.7	13,880	7.4
卸売業、小売業	4,744	21.4	39,501	21.1
金融業、保険業	234	1.1	3,443	1.8
不動産業、物品賃貸業	1,770	8.0	6,038	3.2
学術研究、専門・技術サービス業	609	2.8	3,025	1.6
宿泊業、飲食サービス業	2,414	10.9	17,229	9.2
生活関連サービス業、娯楽業	1,787	8.1	9,037	4.8
教育、学習支援業	612	2.8	4,130	2.2
医療、福祉	1,499	6.8	22,230	11.9
複合サービス事業	52	0.2	1,339	0.7
サービス業（他に分類されないもの）	1,000	4.5	11,746	6.3

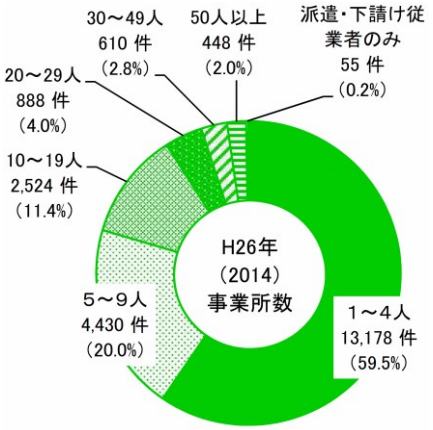

資料：平成 26 年経済センサス-基礎調査（総務省）

2 社会情勢の変化と国の環境政策

第２次計画の計画期間内（平成23〈2011〉年度～平成29〈2017〉年度）における主な社会情勢の変化とそれを踏まえた国の環境政策を以下に示します。

国の第四次環境基本計画について

国は、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めた「第四次環境基本計画」を平成24（2012）年４月に策定しました。

「第四次環境基本計画」は、以下のような環境政策の方向性などを示しています。

・目指すべき持続可能な社会の姿を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、その基盤として「安全」が確保されることと位置づけています。

・持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、以下の４点を定めています。
① 政策領域の統合による持続可能な社会の構築
② 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取り組みの強化
③ 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
④ 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

・新たな価値の創出や社会システムの変革により、個人や事業者の環境配慮行動が社会に浸透していく「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」など９つの優先的に取り組む重点分野を定めたほか、東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項および放射性物質による環境汚染からの回復等について定めています。

国の「第四次環境基本計画」における目指すべき持続可能な社会の姿

持続可能な社会

「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会

資料：第四次環境基本計画（環境省）

低炭素社会*形成に向けた動き

国のエネルギー政策・地球温暖化対策の方針

国は、平成26（2014）年4月に第４次となる「エネルギー基本計画*」を、平成27（2015）年７月には「長期エネルギー需給見通し」を策定し、平成42（2030）年度における電源構成として、徹底した省エネルギーなどの推進を前提に、総発電電力量のうち、再生可能エネルギーが占める割合を22～24%程度に、原子力が占める割合を20～22%程度となる見通しを立てました。

また、平成27（2015）年12月には、パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において、「京都議定書*」に代わる新たな地球温暖化対策の国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、平成28（2016）年11月に発効しました。

「パリ協定」は、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて２℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどによって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的としています。

「パリ協定」の採択および「温室効果ガス*を平成42（2030）年度に平成25（2013）年度比で26.0%減（平成17〈2005〉年度比25.4%減）」の水準とする「日本の約束草案」を踏まえ、平成28（2016）年５月には「地球温暖化対策計画」を策定しました。この計画には、国、地方公共団体、事業者および国民の基本的役割が明記され、各々が温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて「省エネルギー化の推進」や「再生可能エネルギーの利用促進」などの取り組みを、さらに進めていくことが求められています。

再生可能エネルギーの導入拡大

平成24（2012）年７月の「固定価格買取制度*」の開始を契機に、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が急速に拡大しており、機器についても技術革新によりエネルギー変換効率の向上や設置コストの低減などが進んでいます。

再生可能エネルギーの活用は、温室効果ガス排出量の抑制に加えて、災害時における自立分散型のエネルギーとしても利用可能なことから、災害に強いまちづくりを進めるうえでもより一層の導入拡大が求められています。

設備・機器の更新や建物の省エネルギー化

近年では、従来の生活家電、自動車などのエネルギー関連機器自体の高効率化といったハード面の技術革新に加えて、IoT 技術などソフト面の技術革新が著しい発展を遂げています。これによって、エネルギー関連機器そのものの効率化だけでなく、スマートメーターや IoT 技術の活用により、エネルギーを賢く運用制御することが可能となり、更なるエネルギーの効率化が期待できます。

このような背景を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減にあたっては、これまで行われてきた節電をはじめとした省エネルギー行動などの運用面の実践に加えて、生活家電などの高効率機器への更新や導入、スマートメーターや IoT 技術の活用による賢い運用制御、環境に配慮した上で快適に生活できる住宅やビルの普及といった施設整備面の取り組みを普及させていくことが求められています。

コラム：ZEH/ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル）とは？

ZEH（ゼッチ）とは、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ゼブ）は、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を保ちながら、建物の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電などによりエネルギーを創ることで、年間で消費する建物のエネルギー収支が概ねプラスマイナスゼロとなる建物のことです。

ZEH、ZEB は、光熱費削減などの効果のほか、高断熱化による快適性・健康性の向上や、災害時でもエネルギー的に自立した建物として注目されています。

◆ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）のイメージ

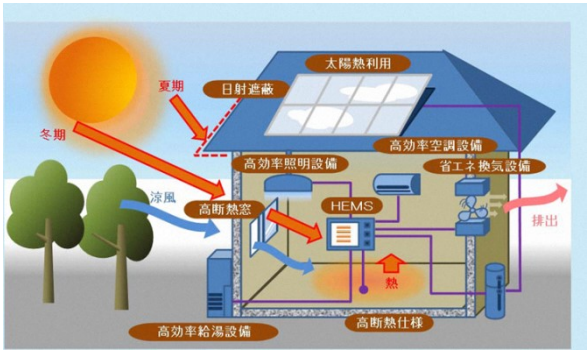

資料：「ZEH ロードマップとりまとめ」の概要資料（経済産業省）

◆ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）のイメージ

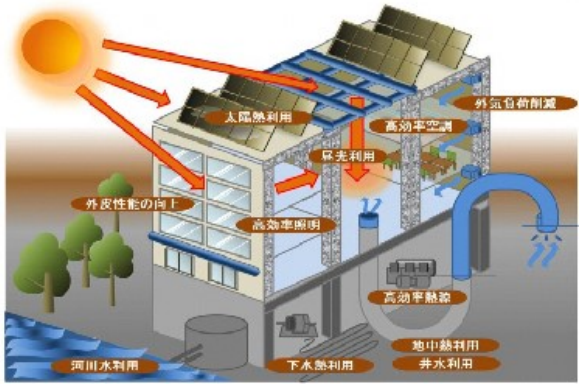

資料：「ZEB ロードマップ検討委員会における ZEB の定義・今後の施策など」（経済産業省）

低炭素なまちづくりの推進

国の「地球温暖化対策計画」では、都市のエネルギーシステムの効率化などによる低炭素型の都市・地域づくりを推進する必要があるとしています。

そのため、省エネルギー建物への更新、市街地整備を契機とした複数の施設・建物間でのエネルギーの面的利用の促進、市民・事業者との連携による都市緑化の推進および水素利用の拡大などを進め、持続可能で活力ある低炭素型のまちへと転換を図っていくことが求められています。

地球温暖化への適応策の推進

「国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC*）第5次評価報告書」では、「世界平均気温の上昇に伴って、ほとんどの陸上で極端な高温の頻度が増加することはほぼ確実であり、中緯度の大陸のほとんどと湿潤な熱帯域において、今世紀末までに極端な降水がより強く、頻繁となる可能性が非常に高い」と指摘されています。

こうした地球温暖化の影響と考えられるゲリラ豪雨や猛暑日の増加に伴う熱中症患者の増加といった現象が既に現れているため、国は、「気候変動の影響への適応計画」を策定し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」とともに、地球温暖化による影響に適切に対応する「適応策」を推進しています。これにより、国民の生命や自然環境などへの被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全･安心で持続可能な社会を構築することが求められています。

循環型社会*形成に向けた動き

国は、ごみの発生抑制である「リデュース*」、使えるものを再使用する「リユース*」、ごみを資源として再利用する「リサイクル*」の、いわゆる３R の取り組みを推進しています。「リサイクル」については、循環型社会形成の基本原則を定めた「循環型社会形成推進基本法」に基づき、「容器包装リサイクル法*」をはじめとした各種リサイクル法が整備されるなど、取り組みが進んでいます。平成25（2013）年に策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、「リサイクル」に比べ、取り組みが遅れている、「リデュース」、「リユース」の２Ｒの取り組みがより進む社会経済システムの構築を基本的方向の１つに掲げています。

持続可能な循環型社会を形成するため、社会経済のあらゆる場面において、２Ｒの取り組みを推進する余地がないか改めて検討し、可能な限り２Ｒを社会システムに組み込んでいくことが求められています。

自然共生社会*形成に向けた動き

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、人と自然が共生する社会の実現を目的とした「生物多様性基本法」が平成20（2008）年に施行されました。

また、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する国の基本的な計画として「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成24（2012）年に策定されました。この戦略では、おおむね平成32（2020）年までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性として、「生物多様性を社会に浸透させる」、「地域における人と自然の関係を見直し、再構築する」、「森・里・川・海のつながりを確保する」、「地球規模の視野を持って行動する」および「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」の５つの基本戦略が提示されています。この戦略に基づき、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくることが求められています。

コラム：持続可能な開発目標（SDGs）への対応

資料：国際連合広報センター（http://www.unic.or.jp/）

経済発展、技術開発により、人間の生活は物質的には豊かで便利なものとなりましたが、一方で、私たちのこの便利な生活は、温室効果ガスによる気候変動や環境汚染物質による水や大気の汚染、鉱物・エネルギー資源の無計画な消費、開発や乱獲などの人間活動を主な原因とする地球上の生物多様性の喪失など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の悪化をもたらしています。

平成27（2015）年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が、これらの人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。

「2030アジェンダ」は、相互に密接に関連した17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むことを誓っています。

SDGs は、17のゴールが相互に関係しており、１つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。特に SDGs のゴール・ターゲット間の関連性については、環境が全ての根底にあることから、環境配慮が経済社会システム・ライフスタイル・技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題などの同時解決に資する効果があります。

そのため、本市の環境政策の推進においても、環境分野の取り組みが本市の産業やまちづくり、福祉などの幅広い分野に波及効果を与えることを認識しながら、着実に施策・事業を実施していくことが求められています。

3 本市の課題と対応

本計画は、これまでの取り組みを継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民ニーズなどを踏まえ、「循環」「安全・安心・快適」「自然共生」「低炭素」「環境保全活動」の５つの分野における課題とそれに対する対応方針を明示します。

循環型社会の実現に向けた課題と対応

ごみの減量化への対応

本市では、循環型社会の構築を目的とした「３Ｒ推進活動等助成事業」の実施や、「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」を施行するなど、ごみの減量化・資源化に向けた３Ｒ運動を推進しています。

「ごみ排出量」、「１人１日あたりごみ排出量」ともに減少しており、３Ｒ運動の取り組みは一定の成果を収めています。

引き続き、「ごみの発生自体を抑制する」、「発生したごみは分別を徹底する」といったライフスタイルの普及に努める必要があります。

ごみ排出量・１人１日あたりごみ排出量の推移

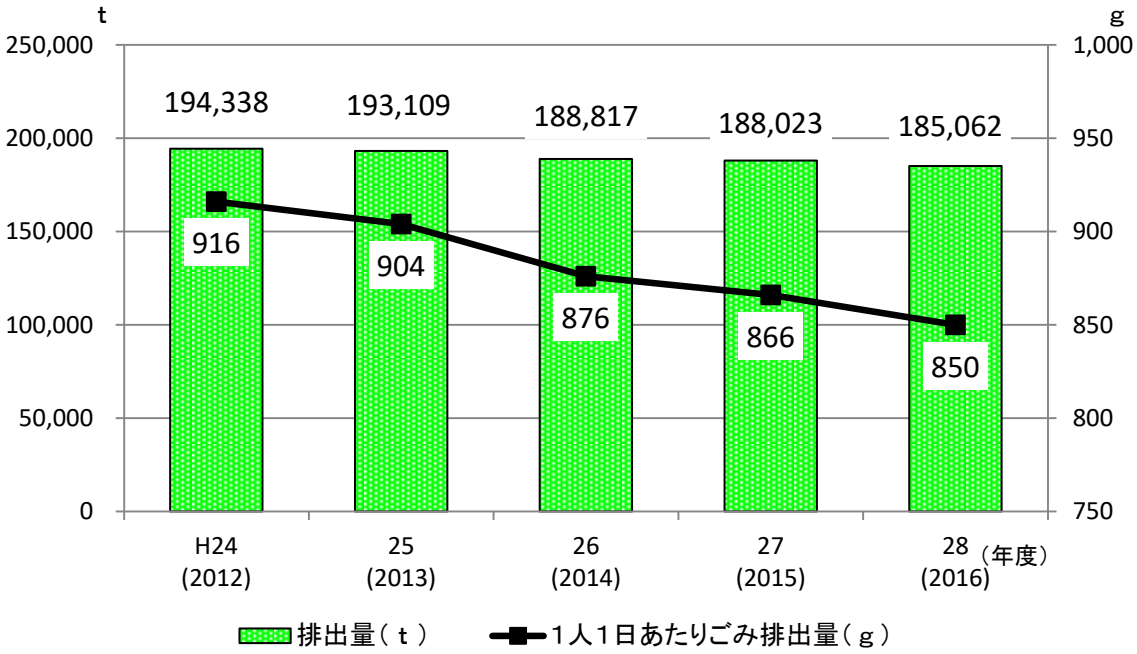

食品ロスへの対応

「食品ロス」とは、本来食べることができるのに、売れ残りや食べ残し、賞味期限切れなどで捨てられてしまう食品のことです。

国内の食品ロスは、年間約621万ｔ（平成26〈2014〉年度）発生しているといわれ、国民１人あたりに換算すると、お茶碗約一杯分（約134ｇ）の食べ物が毎日捨てられている計算となり、その約半分が、家庭から発生しています。

そのため、埼玉県の「食べきり SaiTaMa 大作戦」などをはじめ、全国の自治体において食品ロス削減に向けた取り組みが拡がりつつあります。

食品ロスは地球環境・エネルギー問題と深く関わっていることから、本市においても、更なるごみ減量の推進に向けて、家庭や飲食店などにおける食品ロス削減に向けた取り組みを更に推進する必要があります。

一般廃棄物*の最終処分への対応

環境省がまとめた「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成27年度）」では、全国の一般廃棄物の最終処分場の残余年数が20.4年とされています。特に、本市は市内に最終処分場を有していないことから、将来にわたり、安定的な廃棄物処理を継続していくためには、ごみの排出抑制や分別を徹底するとともに、焼却灰の溶融スラグ化をはじめとする有効利用を積極的に行うことなどで、最終処分量を削減していくことが課題となっています。

産業廃棄物への対応

中核市移行に伴い、これまで県が実施してきた産業廃棄物や廃棄物処理施設に係る許可・届出・報告や監視指導などの業務が移譲されます。

市は、市民に身近な自治体として、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄などに、地域の実情に応じた丁寧で、迅速な対応をしていく必要があります。

コラム：産業廃棄物の不法投棄への対応

中核市移行に伴い、産業廃棄物の不法投棄が発生した場合は、市が直接事業者への指導を実施します。

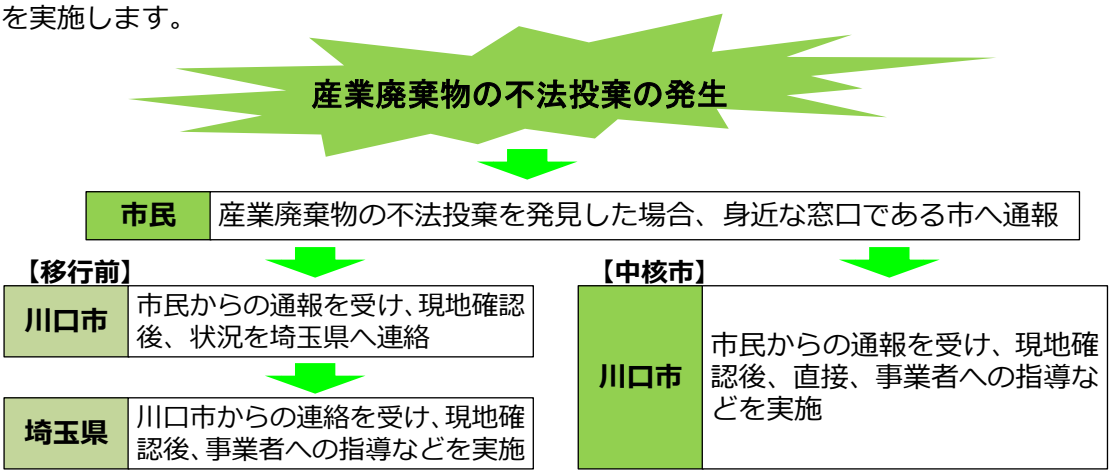

安全・安心・快適社会の実現に向けた課題と対応

環境美化への対応

平成28（2016）年度に実施した「川口市の環境に関するアンケート」においては、「空き缶、吸いがらなどのポイ捨て」、「ごみの不法投棄」が改善すべき環境課題の上位に掲げられています。

本市はこれまで、「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」および「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を定め、美化推進区域や路上喫煙禁止地区の指定、ポイ捨てや不法投棄防止についての啓発活動、巡回パトロールなどを実施しているほか、市民や事業者と連携・協力して、市内の道路などを清掃する「全市一斉クリーンタウン作戦」を実施しています。

引き続き、ポイ捨てや不法投棄が多い地域を対象とした重点的な取り組みを検討するとともに、市民や事業者のマナー向上・ルール遵守に向けた取り組みを拡充する必要があります。

市民が考える改善すべき、また取り組むべき環境の課題（上位５位）

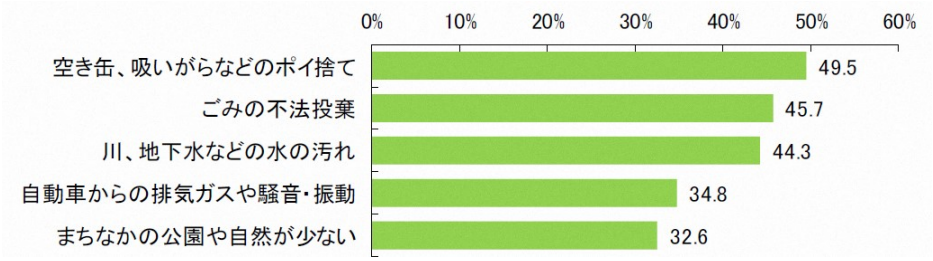

資料：平成 28（2016）年度川口市の環境に関するアンケート

生活環境の保全と公害への対応

かつて、工場などが発生源とされた産業型の公害は、規制強化や、事業者の自主的な取り組みなどにより大幅に改善しています。

一方、「川口市の環境に関するアンケート」においては、「川、地下水などの水の汚れ」「自動車からの排気ガスや騒音・振動」が改善すべき課題の上位に掲げられていることから、大気・水質・騒音などの調査、監視および指導に努める必要があります。

自然共生社会の実現に向けた課題と対応

生物多様性への対応

都市化が進む本市においても、荒川、芝川などの水辺や見沼田んぼなど、動物が生息し植物が生育する貴重な環境が残されています。

人と自然が共生する社会の実現に向け、将来にわたって生物多様性の恩恵を受けるためには、その価値を正しく認識し、野生生物の種の保存や多様な生物が、自然的社会的条件に応じて保全されることが大切です。

そのため、多様な動植物の分布や生息・生育に関する情報の収集に努めるとともに、外来生物*対策や樹林地、河川や公園など緑地の保全や創出に取り組む必要があります。

低炭素社会の実現に向けた課題と対応

地球温暖化対策（緩和策）への対応

省エネルギー行動の一層の拡充

本市から排出される温室効果ガスの総量は、約2,300～2,８00千ｔ-CO_2前後で推移しています。平成26（2014）年の総排出量は2,591千ｔ-CO_2となっており、このうち約94%（2,437千ｔ-CO_2）が二酸化炭素（CO_2）です。二酸化炭素（CO_2）が排出される主な要因は、電気などのエネルギーの使用によるものです。

平成23（2011）年の東日本大震災後、原子力発電所の稼働停止に伴い、化石燃料*を使用する火力発電所での発電量が増加したことを受け、一時、排出量が増加しました。

しかし、家庭や事業所での省エネルギー行動の普及や省エネルギー型の家電・設備機器への更新などが進んだことにより、近年ではエネルギー消費量は減少傾向を示しています。

今後も、さらなる温室効果ガス排出量の削減に向け、省エネルギー対策を推進する必要があります。

川口市の温室効果ガス総排出量及び部門別二酸化炭素排出量の推移

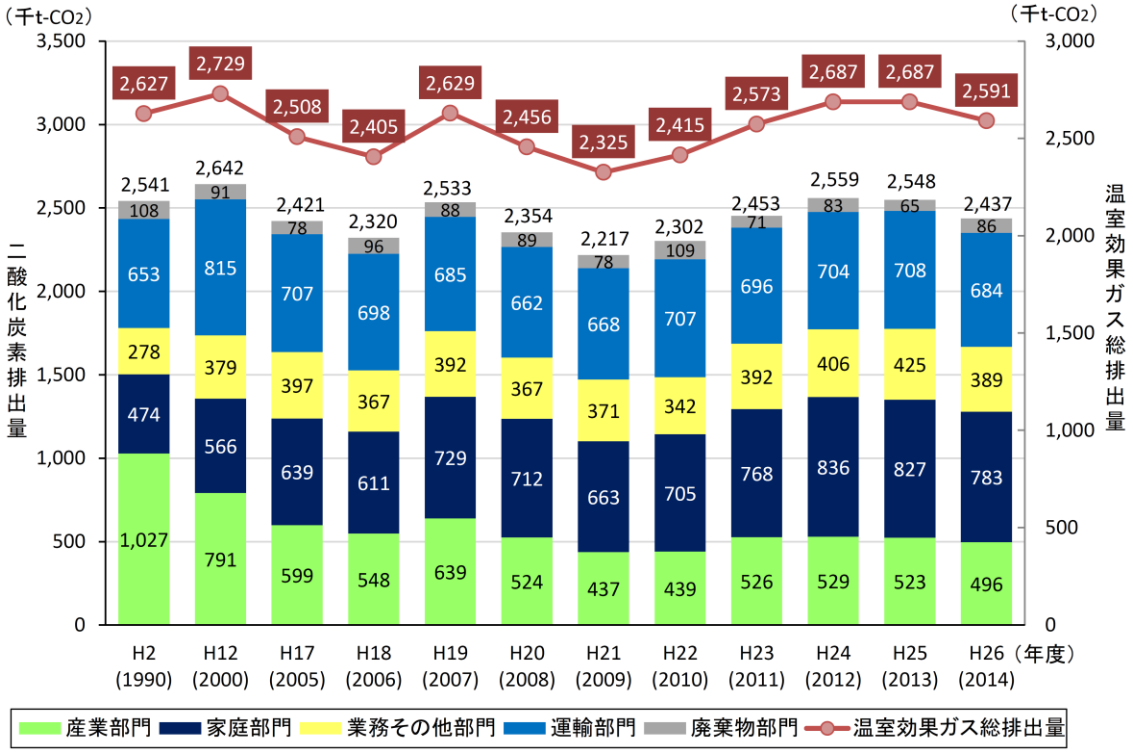

資料：市町村温室効果ガス排出量推計報告書2014年度（埼玉県）

省エネルギー機器の普及・拡大

本市では、環境への負荷の低減に向けて、市民や事業所における省エネルギー機器の普及に取り組んできました。

引き続き、省エネルギー対策の啓発や、高効率な省エネルギー機器の導入促進に努める必要があります。

再生可能エネルギーの活用

本市では、住宅への太陽光発電設備設置支援、小中学校などへの太陽光発電設備設置、小水力発電設備の導入など再生可能エネルギーの活用に積極的に取り組んできました。

引き続き、太陽光をはじめとする再生可能エネルギー利用の啓発や、再生可能エネルギー設備の導入を推進するなど、その活用促進に努める必要があります。

地球温暖化対策（適応策）への対応

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について積極的に取り組んでいます。しかし、既に地球温暖化の影響と考えられる現象が生じており、今後は、ゲリラ豪雨による都市型水害や、猛暑日の増加に伴う熱中症、デング熱*の感染といった健康被害などのリスクが懸念されることから、こうした影響に適切に対応する「適応策」を講じる必要があります。

環境保全活動に対する課題と対応

環境保全活動の定着・拡大への対応

「川口市の環境に関するアンケート」においては、「資源回収活動」、「地域清掃活動」について、約40%の市民が「参加したことがある」と回答していますが、「環境問題に関する講座やセミナー」、「身近な自然の保護活動や観察」などについて、「参加したことがある」と回答した市民は10%以下にとどまっています。

地球温暖化や生物多様性の保全といった今日の環境問題を解決するためには、これまで以上に市民や事業者の自主的かつ積極的な環境活動が不可欠です。

そのため、環境の保全に積極的に取り組む市民や事業者の拡大に向けて、様々な主体の環境学習をすすめ、環境保全活動の継続を図る取り組みが必要です。

地域の環境活動への参加経験

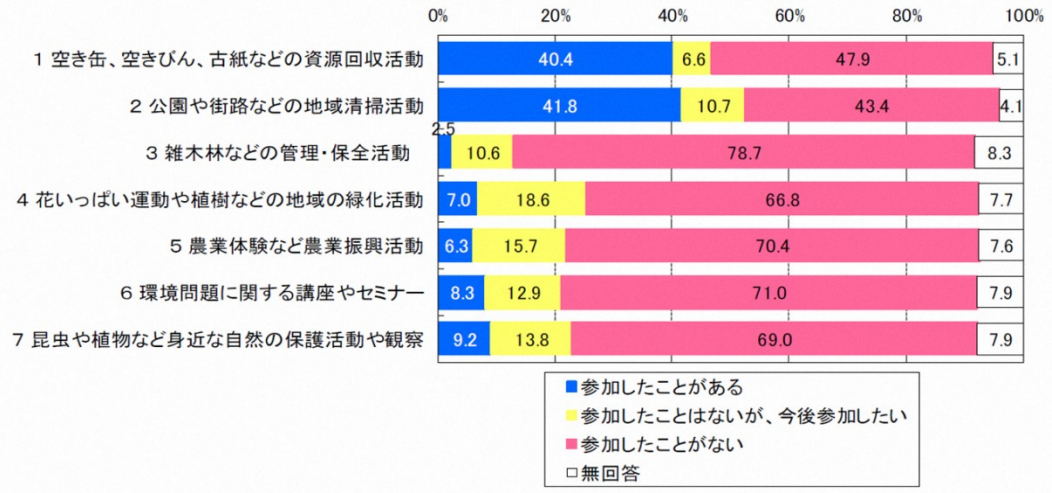

資料：平成 28（2016）年度川口市の環境に関するアンケート